

高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、高知県産木材の県外での需要拡大を図るため、県産材製品の販売の促進、提案力の強化及び県外への輸送体制の構築等の取組を総合的に支援することを目的として、次条に規定する補助事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助事業者、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(補助金等交付申請書)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの(県税事務所で発行する全税目の納税証明書)及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を添付するものとする。

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の補助金等交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、別記第2号様式により当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下この条において同

じ。)が暴力団員等であるとき。

- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る規則及びこの要綱の規定に従わなければならないこと。
- (2) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (4) 補助事業の実施に当たっては、前条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (7) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第7条 知事は、補助事業者が第5条ただし書各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容若しくは前条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更)

第8条 補助事業者は、補助金交付決定額の増額又は20パーセントを超える減額が生ずるときは、別記第3号様式による補助金変更承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、別記第4号様式による補助事業中止(廃止)承認申請書を提出し、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第10条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合は、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第6条第3号ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに別記第7号様式による消費税仕入控除税額等報告書により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既

にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 知事は、第7条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、これを返還させることができる。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日の前において行うことができる。
- 3 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条第1号及び第2号、第7条、第11条第3項、第12条並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象事業	補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1)土佐の木販売促進事業	ア 消費地商談会開催事業	土佐材流通促進協議会	県外消費地において行う商談会の開催に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営に要する経費（消耗品費、装飾料及び展示品等送料） ・会場利用に要する経費（出展料、使用料及び賃借料） ・県内事業者の商談会参加に要する経費（旅費及びレンタカー借上げ料） 	2分の1以内
	イ 産地商談会開催事業	土佐材流通促進協議会	県外において木材の流通、販売、建築設計、施工、消費及び広報に係る関係者を対象に県内の製材工場等を訪問し行う商談会に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・来県者の商談会参加に要する経費（旅費、バス・レンタカー借上げ料、保険料） 	
	ウ 展示会開催事業	土佐材流通促進協議会	県内外において開催する木材の展示会に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営及び展示会来場者の記念品に要する経費（消耗品費、通信運搬費、装飾料及び施設運営費） ・製品搬入及び搬出費 ・県内出品者の展示会参加に要する経費（旅費及びレンタカー借上げ料） 	

(2)木材製品提案ツール制作支援事業	ア 木材製品開発支援事業	県内木材製品製造事業者	<p>県内事業者が都市部での県産材需要拡大に向けて開発する新たな木材製品で、下記を満たす製品の開発に要する経費（報償費、委託料、試作にかかる材料費等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県産材利用拡大につながるものとして県が認めるもの 	2分の1以内
	イ 新製品PRツール制作支援事業	県内木材製品製造事業者	<p>下記の①～④のいずれかを満たす県産材を使用した新製品のPRツール（パンフレット、動画等）の作成に要する経費（報償費、委託料等）</p> <p>①アの事業を活用して開発された製品</p> <p>②高知県木材協会が都市部のプロユーマーと連携して開発した製品</p> <p>③県内の複数事業者が連携して開発した製品で、県産材利用拡大の効果が高いと認められる製品</p> <p>④上記には該当しないが、県産材利用拡大の効果が著しく高いものとして県が認める製品</p>	
(3)共同輸送推進事業	ア 県外消費地への共同輸送事業	県内製材工場を組合員とする事業協同組合で、製材品の市場機能を有するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・定期輸送体制の構築に向けて、トレーラー及び大型トラック（積載重量13t程度以上）で共同輸送する荷物のベース荷物及び申込荷物の製品輸送に係る経費 （ベース荷物についてはトレーラー便：34m³、トラック便：17m³以下のものにかかる経費。申込荷 	<p>定額</p> <p>トレーラー便</p> <p>① 関東地方ベース荷物：3,000円/m³</p> <p>② 関東地方申込荷物：3,500円/m³</p> <p>③ 東海地方ベース荷物：2,500円/m³</p> <p>④ 東海地方申込荷物：3,000円/m³</p> <p>⑤ 近畿地方ベース荷</p>

		の	物については 5m ³ 以上 10m ³ 以下のものにかかる経費)	物：2,000 円/m ³ ⑥ 近畿地方申込荷物：2,500 円/m ³ トラック便（積載重量 13t 程度以上） ① 関東地方ベース荷物：3,000 円/m ³ ② 関東地方申込荷物：3,500 円/m ³ ③ 東海地方ベース荷物：2,000 円/m ³ ④ 東海地方申込荷物：3,000 円/m ³ ⑤ 近畿地方ベース荷物：1,500 円/m ³ ⑥ 近畿地方申込荷物：2,500 円/m ³
	イ 共同輸送便調整事業	(3)アの事業を執行する上で、共同輸送を一定量、定期的に取り扱うことができる事業者	(3)アの事業を取り扱うための下記に該当する経費 ①人件費 ただし、補助事業者の荷物が含まれる便の構築に係る経費は除く。 ②販売窓口の周知に係る広告宣伝費	定額

(注)

- 1 表(1)土佐の木販売促進事業及び(2)木材製品提案ツール制作支援事業について、補助金の算定は、補助事業者及びその構成員が行う事業ごとに補助金額の1,000円未満を切捨てとする。
- 2 表(1)土佐の木販売促進事業について、宿泊料金は、補助金の上限額を1泊当たり5,000円/人とする。ただし、飲食に係る費用は、補助対象外とする。
- 3 表(1)ア消費地商談会開催事業の「会場設営に要する経費」及び「会場利用

に要する経費」の合計額については、1事業当たりの1社の補助金の上限額を30万円とする。

- 4 表（1）ウ展示会開催事業のうち展示会来場者の記念品に要する経費については、補助金の上限額を1,500円/人とする。
- 5 表（1）ウ展示会開催事業の製品搬入及び搬出費の合計額については、1展示会当たりの1社の補助金の上限額を30万円とする。
- 6 表（2）イ県産材を使用した新製品のPRツールの作成に要する経費については、パンフレットの印刷費は対象外とする。
- 7 表（2）木材製品提案ツール制作支援事業については、1事業当たりの補助金の上限額を100万円とする。
- 8 表（3）ア県外消費地への共同輸送事業について、ベース荷物とは輸送1回当たりの貨物量を確保するための基礎として、補助事業者があらかじめ調整して積み込むこととした荷主1企業の貨物。
- 9 表（3）ア県外消費地への共同輸送事業について、申込荷物とは補助事業者があらかじめ調整して積み込むこととしたベース荷物以外の貨物。ただし、荷物の半数を超えないもの。
- 10 表（3）ア県外消費地への共同輸送事業について、トレーラー便について関東地方を113,500円、東海地方を95,000円、近畿地方を76,500円、トラック便については関東地方を62,500円、東海地方を45,000円、近畿地方を35,000円を1便当たりの補助上限額とする。
- 11 表（3）イ共同輸送便調整事業において、共同輸送を一定量、定期的に取り扱うことができる事業者とは、トレーラーと大型トラックを複合的に活用し、行き先である関東、東海及び近畿便をあわせた運行計画を作成し、かつ年間20便以上のトレーラーによる共同輸送の実績を有する事業者とする。

別記

第1号様式（第4条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者
住所
名称
代表者名
生年月日

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付申請書

下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第4条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

事業区分	事業内容	事業量	事業費	左の財源（円）		事業着手予定 年月日 事業完了予定 年月日	備考
				県補助金	その他		

3 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

4 添付書類

- ・納期が到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）又は納税義務がないことの申立書
- ・補助事業者は、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書（別紙3）
- ※1：税務課が別に定める「県営完納情報提供事務処理要領」における第4号様式
- ※2：補助事業者が個人の場合はマイナンバーカード、運転免許証の写し等。
法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証の写し等。
- （注）マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）してください。
- ・土佐材流通促進協議会設置規約（（1）土佐の木販売促進事業のみ）

別紙

誓約書兼同意書

私は、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金の交付申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

・ 中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金

- ・ 農業改良資金貸付金償還金
- ・ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・ 沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地
(代表者・職) 氏名 (自署)

補助金交付決定通知書

申請者名

令和 年 月 日付けで交付の申請がありました令和 年度高知県産材
外商拡大総合支援事業費補助金について、下記の条件により金 円を交
付することに決定しましたので、高知県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱
第5条の規定により、通知します。

令和 年 月 日

高知県知事

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった事業とし
て、その内容は、申請書に記載のとおりとします。
- 2 事業者は、高知県補助金等交付規則及び高知県産材外商拡大総合支援事業費補助
金交付要綱の規定に従わなければなりません。
- 3 事業者又は補助事業等を行う際の請負等の契約の相手方が次に掲げるいずれかに該当
すると認められるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがありま
す。
 - (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例
」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（
同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
 - (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
 - (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい
、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務
を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す
るものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他こ
れらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
 - (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
 - (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用している
とき。
 - (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
 - (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭
、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました事業の内容を下記のとおり変更したいので、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、変更を申請します。

記

1 変更の理由

2 補助金変更申請額

既交付決定額	円
変更後の申請額	円
差引き増減額	円

3 変更事業計画

事業区分	事業内容	事業量	事業費	左の財源（円）		事業着手予定 年月日 事業完了予定 年月日	備考
				県補助金	その他		

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

4 収支予算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額	備考
県補助金		
合計		

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

(2) 支出

単位：円

区分	予算額	算出基礎
		(枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。)
合計		

(注) 変更があった場合は、変更前の値を上段に括弧書きしてください。

第4号様式（第9条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金に係る
補助事業の中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業を下記の理由により中止（廃止）したいので、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により、中止（廃止）を申請します。

記

- 1 中止（廃止）する理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金に係る
補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり概算払を請求します。

記

1 概算払請求額

補助金交付決定額	円
既交付額	円
今回請求額	円

2 振込先

- 金融機関名
- 店舗名
- 預金種別
普通預金・当座預金・その他
- 口座番号
- 口座名義人

3 添付書類

事業の実績及び概算払請求額の根拠が分かる書類

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定通知がありました事業について、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、その実績を下記のとおり報告します。

記

1 事業の成果

2 事業実績

事業区分	事業内容	事業量	事業費	左の財源（円）		事業着手年月日 事業完了年月日	備考
				県補助金	その他		

3 収支精算

(1) 収入

単位：円

区分	予算額(A)	精算額(B)	差引き増減額 (B) - (A)	備考
県補助金				
合計				

(2) 支出

単位：円

区分	予算額(A)	精算額(B)	差引き増減額 (B) - (A)	算出基礎
合計				

(注) 算出基礎を枠内に記入することができない場合は、別紙に記載して添えてください。

(3) 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総金額	補助率	精算補助金額	既受領補助 金額	差引き補助 金未受領額 (返還額)
円	円		円	円	円

高知県知事 様

申請者
住所
名称
代表者名

令和 年度高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金に係る
消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定通知がありました補助金について、高知県県産材外商拡大総合支援事業費補助金交付要綱第11条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額

円

- 2 実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等（A）

円

- 3 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等（B）

円

- 4 補助金返還相当額（B）－（A）

円

（注） 事業実施主体別の内訳資料その他参考となる資料を添えてください。